

# 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所にちいちそうもとまち運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営方針

（目的及び基本方針）

第1条 社会福祉法人謙心会が開設するにちいちそうもとまち（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者等の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 にちいちそうもとまち
- (2) 所在地 栃木県大田原市元町1-2-33

## 第2章 登録定員等

（登録定員及び各サービスの利用定員）

第3条 当該事業所における登録定員及び利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通いサービス 18名
- (3) 宿泊サービス 9名

（定員の遵守）

第4条 事業所はサービスの提供に当たり定員を超えて運営しない。但し、緊急時、行事等のやむを得ない場合はこの限りではない。

## 第3章 職員及び職務の内容

（職員の区分及び定数）

第5条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 所長（管理者）1名
  - (2) 介護支援専門員 1名
  - (3) 介護職員 7名以上（常勤換算）
  - (4) 看護師 1名以上（常勤もしくは非常勤）
- 2 前項に定めるものの他に必要がある場合は、定数を超えて又はその他の職員を置くことが出来る。

（職務）

第6条 職員の職務分掌は次の通りとする。

- (1) 所長（管理者）
  - ア 所長（管理者）は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - イ 自らも指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供する。
- (2) 介護支援専門員
  - ア 介護支援専門員は登録者にかかる指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。
- (3) 介護従業者  
介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供する。
- (4) 看護師又は准看護師  
看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

（会議）

第7条 事業所の円滑な運営を図るために、次の会議及び委員会を設置する。

- (1) 職員会議
  - (2) 安全対策委員会
  - (3) サービス向上員会
  - (4) 研修委員会
  - (5) 運営委員会
  - (6) 衛生管理委員会
- 2 会議の運営に必要な事項は、社会福祉法人謙心会特別養護老人ホームの施設長が別に定める。

第4章 登録者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの内容及び利用料及びその他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際してはあらかじめ、登録希望者又は家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の登録希望者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項を記載した重要事項説明書、その他の文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について文書により登録申込者の同意を得た上、別に定める契約書式により登録契約を締結するものとする。

(サービス提供の原則)

第9条 事業所は正当な理由なく指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供を拒まない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条

事業所は登録の際に、要介護認定を受けていない申込者については要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

(利用料等の受領)

第11条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 食事代 朝食520円、昼食650円、夕食530円（利用した場合のみ）

おやつ代 1日50円

(2) 宿泊費 1泊につき2,070円とする。

(3) おむつ代 実費

(4) 洗濯代 150円/回

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(営業日及び営業時間等)

第12条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は 年中無休とする。
- (2) 営業時間（サービス提供基本時間）
  - ア 通いサービス 午前6時から午後10時まで
  - イ 宿泊サービス 午後10時から翌午前6時まで
  - ウ 訪問サービス 24時間

（通常の事業の実施地域）

第13条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

大田原市

（指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第14条 事業所の介護支援専門員は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (3) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

（指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの内容）

第15条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や

機能訓練を行う。

- 2 サービスの提供に当たっては、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

（相談及び援助）

第16条 事業所は常に登録者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、登録者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（協力医院及び歯科医院）

第17条 事業所の協力医院、協力歯科医院は以下の通りとする。

- (1) 協力医院 橋本内科クリニック（内科）

所在地 大田原市元町1-2-14 電話0287-22-2220

- (2) 協力歯科医院 小倉歯科医院

所在地 大田原市新富町2丁目3-36 電話0287-22-2543

（協力介護老人福祉施設及び介護老人保健施設）

第18条 事業所の協力介護老人福祉施設及び介護老人保健施設は以下の通りとする。

- (1) 協力介護老人福祉施設

ア社会福祉法人 至誠会 特別養護老人ホーム晴風園 電話0287-29-1790

イ社会福祉法人 謙心会 特別養護老人ホームにちにちそう 電話0287-48-7070

- (2) 協力介護老人保健施設

医療法人 大田原厚生会

介護老人保健施設 椿寿荘 電話0287-23-8880

## 第5章 サービスに当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）

第19条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
- (2) 利用日当日に欠席をする場合には当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- (3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。迷惑となる行為には次のような事があります。
  - ア 宗教や信条の相違などにより他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を

侵すこと。

イ 喧嘩、口論、暴力等により他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

ウ 事業所の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。

エ 指定した場所以外で火気を用いること。

オ 故意に建物若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

## 第6章 緊急時における対応方法

(緊急時等における対応)

第20条 事業所の職員は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第21条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第22条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と言う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第7章 その他運営に関する事項

### (苦情処理)

第24条 当事業所は、自ら提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

### (感染防止対策)

第25条 事業所は感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症対策委員会を1か月に1回程度、定期的を開催しその結果を介護職員及びその他の職員に周知徹底する。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は、介護職員及びその他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための啓発、研修を定期的に年2回以上実施する。

### (虐待の防止対策)

第26条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市に通報するものとする。

### (重要事項の掲示)

第27条 事業所は入り口付近に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医院、利用料、事故発生時の対応、苦情処理その他のサービス提供に必要な重要事項を掲示する。

### (秘密保持)

第28条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ、文章により利用者の同意を得る。

(居宅介護事業者に対する利益供与の禁止)

第29条 事業所は、居宅介護事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に他のサービスを紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

(地域との連携等)

第30条 事業所はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 事業所が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成メンバーは利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市役所の職員、地域包括支援センターの職員及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 4 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 5 運営推進会議は通い・宿泊・訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(ハラスメント対策)

第31条 事業所は、適切な指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(法令等との関係)

第32条 この規程に定めのないことについては、大田原市条例及び介護保険法に定めるところによる。

(委任)

第33条 この規程に定めるもののほか施設の運営管理に関して必要な事項は施設の管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から改定施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から改定施行する。

付 則

この規程は、令和4年10月1日から改定施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から改定施行する。

第11条（1）おやつ代 1日50円

附 則

この規程は、令和6年8月1日から改定施行する。

第11条（2）宿泊費 1泊につき2,070円とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から改定施行する。

第11条（1）食事代 朝食520円、昼食650円、夕食530円とする。